

居宅サービス計画の変更のうち「軽微な変更」の考え方

1 軽微な変更と考えられる例

- (1) 臨時的、一時的なサービス提供日、時間帯、曜日の変更
- (2) 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減
- (3) 利用者の住所の変更
- (4) 単なる事業所の名称の変更
- (5) 単なる目標設定期間の延長
- (6) 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更
- (7) 目標及びサービスの変更を伴わない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所の変更
- (8) 目標を達成するためのサービスの内容のみが変わる場合
- (9) 担当介護支援専門員の変更

2 軽微な変更と考えられない例

- (1) 継続的かつ計画的なサービス提供時間の変更
- (2) 1－(2)を超えるサービス利用回数の変更
- (3) 新規サービスの追加
- (4) 福祉用具の種目の追加
- (5) 担当介護支援専門員の変更を伴わない居宅介護支援事業所の変更

3 軽微な変更として考えられる場合の取扱い

- (1) サービス担当者会議

必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、介護支援専門員がサービス事業所へ周知した方が良いと判断するような場合などについて、開催することを制限するものではない。

- (2) ケアプランの作成

軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更すること。また、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。

- (3) 支援経過への記録

支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等を記録すること。また、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。